

開 発 協 定 書

鳥取県西伯郡淀江町

環境プラント工業株式会社

開 発 協 定 書

淀江町（以下「甲」という。）と環境プラント工業株式会社（以下「乙」という。）とは、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設について、次のとおり協定する。

（開発事業の目的等）

- 第 1 条 乙は、鳥取県西伯郡淀江町大字小波地内において、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設（以下「開発事業」という。）を行い、もって、鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする。
- 2 乙は、平成9年7月29日（第3条の同意のあった日）以後、すみやかに開発事業に関する工事（以下「工事」という。）に着手し、平成25年3月31日までに工事を完了するものとする。

（協 力）

- 第 2 条 甲は、開発事業が円滑に行われるよう開発事業の実施に関する関係許認可事項等の指導、その他の協力をするものとする。

（開発事業実施計画）

- 第 3 条 乙は、この協定の締結後すみやかに、変更開発事業実施計画（設計）を作成するとともに、これを甲に提出してその同意を得なければならない。また、これを変更するときも同様とする。

（土地の用途）

- 第 4 条 乙は、開発事業を実施しようとする土地を第1条第1項の目的以外の用途に供してはならない。

（開発事業の実施）

- 第 5 条 乙は、第3条の変更開発事業実施計画（設計）に基づき、甲及び関係行政機関の指導及び監督のもとに、開発事業を実施するものとする。
- 2 乙は、工事に着手したときは、すみやかにその旨を甲に届け出なければならない。
- 3 乙は、開発事業の進捗状況を随時甲に報告するものとし、甲は、必要に応じて開発事業の施工場所その他開発事業に
関係のある場所に立ち入り、工事の施工方法等について検査することができる。

(道 路)

第 6 条 乙は、開発事業施工区域内の道路及びこれと地区外の道路とを連絡する道路を、関係道路管理者と協議の上、自己の費用負担において新設し、改良し、または舗装するものとする。

2 前項の規定により新設、改良された道路の管理については、乙は、善良な管理を行わなければならない。

(用 水)

第 7 条 乙は、開発事業の施工時及び完成後に必要な用水を、自己の費用負担において確保するものとする。この場合において、乙は関係水道事業者及び関係河川管理者に協議するものとし、関係地区住民が現に使用している地下水その他の用水の利用に支障を生じないように予め調査を行う等、所要の措置を取らなければならない。

2 前項後段の措置にもかかわらず関係水利権者、関係地区住民等の用水の利用に支障が生じたときは、甲は、この取水を制限し、かつ、必要な措置をとることを乙に対して求めることができる。この場合において、乙は、甲の請求に応じなければならない。

(排 水)

第 8 条 乙は、あらかじめ開発事業の施工時及び完成後における雨水、汚水、下水等の終末処理計画を立て、甲、関係地区住民、関係水利権者及び関係河川管理者に協議しなければならない。

2 雨水、汚水、下水等については、乙は自己の費用負担において終末処理施設を設けて処理し、かつ、善良な維持管理を行わなければならない。

(環境衛生)

第 9 条 乙は、開発事業の施工時及び完成後において発生する廃棄物を、自己の費用負担において必要な処理施設を設けて処理する等、環境衛生に十分な配慮を払わなければならない。

(汚水処理施設)

第 10 条 乙は、開発事業の施工時及び完成後において必要な汚水処理施設を自己の費用負担において設置し、善良な管理を行わなければならない。

(災害の防止)

第 11 条 乙は、甲及び関係行政機関の指導及び指示にしたがい、自己の費用負担において必要な災害防止施設を設置する等、災害の防止に万全を期さなければならない。

(火災の防止)

第 12 条 乙は、消防関係法令を遵守し、開発事業の施工時における火災の防止に細心の注意を払うとともに、開発事業の完成後における火災を防止するため、甲及び関係行政機関の指導及び指示にしたがい貯水施設及び消火栓等、火災の防止に必要な施設を設置しなければならない。

(公害の防止)

第 13 条 乙は、開発事業の施工時及び完成後において発生が予想される騒音、振動、粉じん、煤煙、ガス、臭気、汚水等については、公害防止に関する法令の趣旨及び基準を遵守して、必要な公害防止施設を設置する等、自己の責任と費用負担において、関係地区住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

2 前項の措置を行ってもなお公害が発生する恐れがあり、もしくは現実に公害が発生したとき、または、関係地区住民から苦情があったときは、乙は、ただちに誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、甲及び関係行政機関と協議するものとする。

3 乙は、水質の汚濁を防止するため、当該開発区域から発生する排水について表1に定める排水基準を遵守しなければならない。なお、乙は表1に定める生活環境項目については月1回定期的に、また、健康項目については年1回定期的に水質の測定を行い、その結果を甲に報告するものとする。甲は、報告内容を検討し、排出先の地域に悪影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、その旨を乙に通告し、必要な措置を指示するものとし、乙は、その指示にしたがわなければならない。

表1 排出水の排水基準
【生活環境項目】

| 項目 | 排水基準 |
|-----------------|---------------|
| 水素イオン濃度(pH) | 5.8~8.6 |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | 20mg/l(日平均10) |
| 化学的酸素要求量(COD) | 20mg/l(日平均10) |
| 浮遊物質(SS) | 30mg/l(日平均10) |
| 大腸菌群数 | 800 個/CC |

【健康項目】

| 項目 | 排水基準 |
|---------------|------------|
| カドミウム・化合物 | 0.05 mg/l |
| シアン化合物 | 0.5 mg/l |
| 有機リン化合物 | 0.5 mg/l |
| 鉛・化合物 | 0.5 mg/l |
| 六価クロム化合物 | 0.2 mg/l |
| ヒ素・化合物 | 0.1 mg/l |
| 水銀・アルキル水銀・化合物 | 0.005 mg/l |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| PCB | 0.003 mg/l |

(自然環境の保全)

- 第 14 条 乙は、開発事業の施工に当たって自然環境の保全に十分な配慮を払わなければならない。
- 2 乙は、開発事業の施工に伴って開発区域外の自然環境を破壊したときは、自然植生のすみやかな回復を図る等、自己の費用負担において自然環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

(残地森林等の維持管理)

- 第 15 条 乙は、開発に伴う環境の保全を目的に残地森林等を配置したことに鑑み、残地森林等を善良に維持管理するものとする。
- 2 乙は、事業完了後土地を地権者に返還し、土地所有者において維持管理をお願いするものとする。

(維持管理の内容)

- 第 16 条 乙は、残地森林等の境界を杭等により明確にするものとする。
- 2 乙は、残地森林等が施肥、下刈り、つる切り、除伐、間伐、枝打ち等の施業を必要とする場合には、適切な保育を行うものとする。
- 3 乙は、残地森林等が害虫、病害、風雪害その他の被害等をうけた場合には、必要に応じて補植、改植を行うものとする。

(地域森林計画の遵守)

- 第 17 条 乙は、残地森林等が地域森林計画の対象となっている場合には、その計画に即した施業を行うものとする。

(立木の伐採)

- 第 18 条 乙は、森林施業等のため残地森林等の立木を伐採する場合には、あらかじめ甲に連絡するとともに、県に対して所定の手続きを行うものとする。

(文化財の保護)

- 第 19 条 乙は、開発事業の施工に伴って文化財を発見したときは、その旨を甲に届け出るとともに、甲及び関係行政機関の指示にしたがい、第 3 条の変更開発事業実施計画（設計）の変更、その他文化財を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(安全運転等の遵守)

- 第 20 条 乙は、開発事業の施工時において、工事関係車輛の運転者に対し交通事故防止のための安全運転を常に励行させるとともに、特に、子供やお年寄りなど歩行者の保護、安全対策に万全を期さなければならない。
- 2 乙は、工事関係車輛による県道、町道、農道等の破損及び汚濁について、自己の費用負担においてすみやかに現状回復するものとする。

(産業振興への協力)

- 第 21 条 乙は、開発事業の施工及び各種施設等の管理運営に伴って必要となる従業員の採用、下請企業の選定ならびに資材物資の購入については、原則として甲の産業振興に寄与するための優先的な取り扱いを行うものとする。

(管理責任体制の明確化)

- 第 22 条 乙は、開発事業の施工及び各種施設等の管理に当たっては、管理責任者を設け、必要に応じて管理事務所を設置するなど、管理責任体制を明確にしなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により管理責任者を設け、管理事務所を設置したときは、その旨を甲に届け出るとともに、現地に表示しなければならない。また、これを変更したときも同様とする。

(工事完了の検査)

- 第 23 条 乙は、工事を完了したときは、ただちにその旨を甲及び関係行政機関に届け出なければならない。
- 2 甲は、前項の届け出があったときは、関係行政機関の指導を受けて、当該工事が変更開発事業実施計画（設計）に適合しているかどうかについて検査するものとする。
- 3 甲は、前項の検査の結果、当該工事が変更開発事業実施計画（設計）に適合していないと認めるときは、工事のやり直しその他必要な措置をとるべきことを乙に対して求めることができる。この場合において、乙は、甲の請求に応じなければならない。

(協定の遵守等)

- 第 24 条 乙は、この協定を遵守して開発事業を完了するものとする。
- 2 乙は、自己の責めに帰すべき事由により開発事業を中止し、もしくは、甲の同意を得ないで第 3 条の変更開発事業実施計画（設計）を変更したり、またはこの協定に定める義務を履行しないときは、土地等を現状に回復するものとする。
- 3 開発事業の施工または施設の設置に起因して生じた損害については、乙は甲及び被害を受けた第三者に対してそれ相応の賠償の責を負うものとする。

(権利義務の承継)

- 第 25 条 乙は、この協定において定めた開発事業を第三者に譲渡するときは、この協定に定める事項をすべて譲受人をして承継せしめなければならないものとし、その義務の履行については、乙及び譲受人が連帯してその責任を負うものとする。
- 2 前項の譲り渡しについては、乙は、甲、関係行政機関及び関係地区住民の同意を得なければならない。

(協定の変更)

第 26 条 この協定書に定めるもののうち、不測の事態により目的を達成することが著しく困難になったときは、甲・乙協議の上、この協定を変更することができる。

(疑義の決定)

第 27 条 この協定書に定める事項に関し疑義を生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項に関しては、甲・乙協議の上処理するものとする。

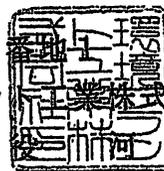
上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 9 年 8 月 28 日

甲 鳥取県西伯郡淀江町大字西原 1 1 2 9 番地 1
淀 江 町
淀 江 町 長 森 本 和 夫



乙 鳥取県米子市高島 1 3 0
環境プラン 株式会社
代表取締役 本 弘 文



立会人 鳥取県西伯郡淀江町大字西原 1 1 2 9 番地 1
淀江町土地改良区
理 事 長 山 根 淳



